

1 平成23年(2011年)7月「地デジ」完全移行に向けた強力な取組

地上デジタル放送推進北海道会議と連携した視聴者等支援の強化

道内の全ての地方公共団体、テレビ放送事業者、「デジサポ（テレビ受信者支援センター）」、各種団体等で構成する「地上デジタル放送推進北海道会議」が策定する「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」を踏まえ、同会議構成員と連携し、地デジ完全移行に向けた最終段階の取組を強化します。

- ア 新たな難視・デジタル混信対策の完遂
- イ 共聴施設等のデジタル化対応の促進
- ウ デジタル化をさらに促進するための周知及び支援の強化
- エ アナログ放送終了前後の対応

2 ICT利活用による地域活性化の推進及び安心・安全の確保

(1) 道内の課題解決のために、ICTを利活用して地域活性化を推進

道内の電気通信事業者、自治体及び有識者等を構成員とする「北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議(仮称)」を通じて、ICTによる地域活性化の検討を進めます。

また、ICTに関する研究開発推進のため、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)等の総務省支援施策を周知するとともに、ICT利活用方策の情報を収集し、今後の取組に反映させていきます。

(2) 安心・安全のための情報伝達手段確保に向けた取組

非常災害時における情報伝達手段の確保について、その重要性をアピールし、最適な手法の構築を支援します。

(3) 地域における電波利用の促進のための調査検討の実施

災害現場で使用される公共通信システムについて、正確な情報が得られる映像伝達が可能となるシステムの導入に向けた技術的検証や有効性等を検討する調査検討会を開催します。

(4) 無線局等に関する電子申請の普及促進

無線局免許等に関する電子申請について、その利便性を周知広報し、電子申請率70%を目指します。

(5) 新たな電波利用の促進のための電波利用状況調査の実施

地デジ化により空き周波数となるVHF帯における利用可能な周波数の調査を実施し、新たな電波利用ニーズに対応可能な周波数の情報を収集することにより、今後の地域活性化に資する電波利用に貢献していきます。

3 適正な電波利用環境の確保及び維持

(1) 誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる安定した電波利用環境の維持

道内において、誰もが安心・安全に電波を利用できる良好な環境を維持するために、「電波利用環境保護周知啓発強化期間(6月1日～10日)」等における周知広報や不法無線局の排除に関する周知広報を引き続き実施します。

また、「重要無線通信」に対する妨害については、安心・安全な国民生活に重大な影響を及ぼすため、妨害源を迅速に特定し、排除する等の確かな対応に努めるとともに、効率的・効果的な電波監視を実施して、電波法令違反等には厳正に対処していきます。

(2) 電波利用環境の整備に伴う登録検査事業者制度への移行

新たに制度化される「登録検査等事業者制度」について、説明会等を開催し、制度の円滑な移行を図ります。

4 デジタル・ディバイドの解消

(1) 道内における超高速基盤整備の促進

教育、医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方自治体を情報通信利用環境整備推進交付金事業により支援し、利活用の基盤となるインフラ整備を促進します。

(2) 条件不利地域等における携帯電話不感地帯の解消

道内の条件不利地域や観光地等の携帯電話不感地帯を解消し、地域住民の生活の向上及び地域活性化を図るため、地方自治体及び携帯電話事業者等と連携し、移動通信用鉄塔施設の整備や有線伝送路の整備・運用に係る支援事業を推進します。